

【通所介護利用料金表】

令和 6年 10月 1日版

No.1

通所介護のご利用の対象は、要介護1～5に認定されている方です。

1. 利用料金について

利用者負担額は、原則として介護保険1割負担費用(一定以上の所得のある方は、2割そのうちさらに所得の高い層は3割負担)とその他費用の合計が利用料金となります。

* 世帯収入により自己負担費用が異なります。詳しくはお住いの市町村窓口におたずねください。

2. 基本サービス

【通所介護(通常規模型)】

※地域区分1単位当たりの単価10.27円(6級地)

1回あたりの所要時間 6時間以上7時間未満	単位数(1日につき)				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	584 単位	689 単位	796 単位	901 単位	1,008 単位

3 要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算(※1) ※地域区分1単位当たりの単価10.27円(6級地)

項目	単位数	算定要件等
入浴加算(Ⅰ)	40単位/回	・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 ・入浴介助にかかわる人員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※(Ⅰ)～(Ⅲ)の併算定は不可。	22単位/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護福祉士50%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	ひと月につき、基本利用単位数に9.2%を乗じて算定	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たしていること。 新加算(Ⅱ)に加え以下の要件を満たすこと。 ・経験技能のある介護職員を事業所で一定割合以上配置していること。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	ひと月につき、基本利用単位数に9.0%を乗じて算定	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たしていること。 新加算(Ⅲ)に加え以下の要件を満たすこと。 ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上。 ・職場環境の更なる改善、見える化。
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	ひと月につき、基本利用単位数に8.0%を乗じて算定	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たしていること。 新加算(Ⅳ)に加え以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備。
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	ひと月につき、基本利用単位数に6.4%を乗じて算定	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たしていること。 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分。 ・職場環境の見直し。(職場環境等要件) ・賃金体系等の整備及び研修の実施等。
		以下のいずれの要件も満たすこと。 ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。

科学的介護推進体制加算	40単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてサービス計画を見直すなど サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
-------------	--------	---

3 要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算(つづき)

No.2

項目	単位数	算定要件
認知症加算	60単位/日	<p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等基準第九十三条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ・指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が15%以上であること。 ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。 ・当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位/月	<p>以下の要件を満たすこと。</p> <p>イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。</p> <p>ロ 利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目において、Barthel Index(バーセル インデックス)を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。</p> <p>ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について利用者等から調整済みADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。</p>
※(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可		
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。 ・評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	所定単位数の3%を加算	<p>感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合。</p>

3 介護報酬利用者負担の算出法 (例:利用者1割負担)

地域単価10.27円×単位数＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))＝△△円 (利用者負担額)

4 その他費用(※2)

○昼食代(おやつ含む) 1食あたり 760円

○朝食代 1食あたり 110円 (ご希望の際はご相談ください)

○紙おむつ代 1枚あたり 150円 ○紙パンツ代 1枚あたり 150円

○尿吸収パッド代 1枚あたり 50円

○そのほか行事等によっては参加費がかかるものもあります。

【予防通所介護料金表】

久喜市・幸手市介護予防通所介護相当サービス

No.3

1 基本利用料

1回あたりの所要時間6～7時間

		ひと月あたりの料金(円)		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	通所型サービス1	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	通所型サービス2	3,621円	7,242円	10,863円

2 基本所定単位数

対象者	要件	基本単位数
要支援1	ひと月につき	1,798円単位
要支援2	ひと月につき	3,621円単位

3 加算の基準に適合している場合にかかる加算

※1 参照

4 その他費用

※2 参照

デイサービスは日曜休みです。
月～土曜日お気軽にご連絡・ご相談
ください。

※ご来苑の際は、事前にお電話を頂けると幸いです。



◆お問合せ先

デイサービス鷺宮苑

電話0480-58-7762

受付時間 9:00～18:00

(担当：生活相談員)